

平成25年度地域中小企業外国出願支援事業 実施要領

1. 事業の目的

京都府内に本社を置く中小企業者に対して、公益財団法人京都産業21（以下「財団」という。）が、外国への特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願（以下「特許出願等」という。）を支援し、地域中小企業者における戦略的な外国への特許出願等を促進することを目的とする。

この要領において、「冒認出願」とは、日本国において既に出願又は登録済みの商標に関する第三者による抜け駆け出願をいい、「冒認対策商標」とは、冒認出願対策を目的とした商標登録出願をいう。

2. 対象企業者

中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者であって、京都府内に本社を置くもの及びそれらの中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち、京都府内に本社を置く中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営むもの）とする。

過去に地域中小企業外国出願支援事業に採択された企業は対象企業者となりません。

3. 守秘義務

財団及び選定した中小企業者と契約等をした弁理士等（以下、「選任弁理士」という。）は、本事業の実施により知りえた企業の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用しないものとする。

4. 事業内容

財団は、次に掲げる要領により戦略的な外国出願を行おうとする中小企業者に対し地域中小企業外国出願支援事業を行うものとする。

（1）選考委員会の設置

本事業を実施するに当たり、選考委員会を設置し、対象企業の選定を行うものとする。

なお、本委員会において補助事業の推進や下記（2）及び（3）以外の要件の追加等を行うことができるものとする。

（2）申請の受理

次に掲げる要件等に合致する中小企業者は、外国出願助成を希望する出願ごとに様式第1-1又は様式第1-2による申請書を財団に提出し、財団は申請を受理するものとする。

（申請要件）

- ①申請書提出時点において日本国特許庁に既に特許出願等（特許協力条約に基づく

国際出願等に関する法律（昭和53年法律第30号）第2条に規定する国際出願（以下「PCT出願」という。）を含む。）を行っている出願（以下「外国特許庁への出願の基礎となる国内出願」という。）であって、次のいずれかに該当する方法により、平成26年2月28日までに外国特許庁へ同一内容の出願（以下「外国特許庁への出願」という。）を行う予定であるもの。

- (イ) パリ条約（1900年12月14日にブラッセルで、1911年6月2日にワシントンで、1925年11月6日にヘーグで、1934年6月2日にロンドンで、1958年10月31日にリスボンで及び1967年7月14日にストックホルムで改正され、並びに1979年9月28日に改正された工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約をいう。以下同じ。）等に基づき、同条約第4条の規定による優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法（ただし、商標登録出願の場合には、優先権を主張することを要しない。）
 - (ロ) 1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「特許協力条約」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT出願を同国の国内段階に移行する方法）
 - (ハ) 商標の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書（以下「マドリッド協定議定書」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
- ②外国特許庁への出願の基礎となる国内出願及び予定される外国特許庁への出願が申請者である中小企業者による出願であること。
 - ③財団及び補助事業者等が行う補助事業実施後の状況調査に対し、積極的に協力する中小企業者であること。

(3) 対象企業及び対象出願の選定

上記（1）の委員会は、申請を受理した企業及び出願のうち、次に掲げる要件等に合致する企業及び出願を選定するものとする。

（選定要件）

- ①外国を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲がある中小企業者であること。
- ②次のいずれかに該当する中小企業者であること。
 - (イ) 助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者
 - (ロ) 助成を希望する商標登録出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、冒認出願対策として当該権利の活用を計画している中小企業者

③先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が否定されないと判断される出願であること。

(4) 報告書の提出

財団は、選定した中小企業者（以下「支援対象企業」という。）が外国特許庁への出願を行った後、速やかに支援対象企業及び選任弁理士から様式第2による報告書の提出を受けなければならない。

(5) 助成金の支払い

財団は、前項報告書の内容を確認し、助成金を支払うものとする。なお、平成26年2月末までに、外国特許庁への出願が完了しない場合には、当該年度の助成対象とならない。

(6) 事後評価及び効果の確認

財団は随時、本事業による支援効果の把握に努めるものとする。また、支援対象企業は、本事業による支援を得て行った外国特許庁への出願について外国特許庁からの査定ができた場合には様式第3による報告書を提出しなければならない。

また補助事業者は、特別の事情がない限り、自ら放棄又は取下げ等を行わないものとする。

(7) 成果の普及

財団は、本事業による支援を得て外国特許庁への出願を行った事例のうち、支援の効果が確認できた案件について、支援対象企業の了解を得た上で、地域の中小企業に情報提供することにより、他の中小企業における戦略的な外国出願の促進等に資するものとする。

5. 助成対象事業等

助成金の対象は、次に掲げる要件に合致する企業及びその出願とする。

- (1) 国内の先行特許調査等からみて外国での特許権等の取得の可能性が否定されないと判断される出願であること。
- (2) 助成対象事業実施後の状況調査に対し、積極的に協力する中小企業者であること。

6. 助成対象経費

- (1) 外国特許庁への出願手数料
外国特許庁への出願に要する経費
- (2) 現地代理人費用
外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
- (3) 国内代理人費用
外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費
- (4) 翻訳費用
外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費
- (5) その他費用
本事業を実施するために財団が必要と認めた経費

7. 助成限度額

1 企業に対する 1 事業年度内の助成金の総額 300 万円以内（消費税分を除く。）

- ①特許出願：150 万円以内／件（助成対象経費の 1/2 以内、かつ消費税分を除く）
- ②実用新案登録出願・意匠登録出願・商標登録出願（次に掲げる商標登録出願は除く）：60 万円以内／件（助成対象経費の 1/2 以内、かつ消費税分を除く）
- ③冒認対策商標：30 万円以内／件（助成対象経費の 1/2 以内、かつ消費税分を除く。）

8. 採択企業の決定

財団に設置される選考委員会において、申請書類による一次審査を実施し、合格者は、面接（申請書等の「事業展開の方針、計画」の説明とヒアリング等）による二次審査を経て採択決定する。

選定する際の主たる検討事項は、以下のとおりとする。

- (1) 企業の意欲
- (2) 知財の観点からの技術評価（特許権取得の可能性等）
- (3) 知財を活用した事業展開評価

9. 申請手続き

- (1) 受付期間

平成25年4月10日（水）～平成25年5月10日（金） 必着

- (2) 提出方法

申請書等を提出先へ持参又は郵送（締切日までに必着のこと）。持参の場合の受付時間は、平日の午前9時～正午及び午後1時～午後5時。

- (3) 提出書類

様式第1-1または様式第1-2「平成25年度地域中小企業外国出願支援事業に係る外国特許庁への出願の費用助成申請書」、及び添付書類（別紙1、※別紙2も含む）

※別紙2は、外国への特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願等のすべてにおいて提出してください。

10. 審査結果の通知

第一次審査及び第二次審査の結果は申請企業者に文書により通知する。

11. 事業内容

- (1) 出願期間

出願期間は、平成26年2月28日（金）までとする。

- (2) 報告書の提出

採択企業者は、外国特許庁への出願を行った後速やかに、様式2により報告書を提出するものとする。

(3) 助成金の支払い

採択企業者の自己負担額相当額(助成事業に要する経費から助成額を差引いた残りの経費)の納入後、財団は上記の報告書の内容を確認し、国内弁理士等へ助成事業に要する経費の全額を支払うものとする。

(4) 事後評価及び効果の確認

採択企業者は、助成を行った外国出願について外国特許庁からの査定ができた場合には様式3により報告書を提出するものとする。

12. その他の留意事項

- (1) 地域中小企業外国出願支援事業の補助対象経費には、日本国特許庁に支払う費用(PCT出願に要する国際出願手数料及び商標法(昭和34年法律第127号)第68条の2第1項に規定する国際登録出願に要する本国官庁手数料等を含む。)は含まない。また、他の事業者との共同出願の場合には、支援対象企業の持ち分比率に応じた額(ただし、支援対象企業が負担した額の範囲内)を補助対象経費とする。
- (2) 助成金交付決定後は申請者名、助成対象事業名を公表する。また本事業による海外へ出願を行った事例として、中小企業者に情報提供を行い、他の中小企業者における外国出願支援等に役立てることとする。
- (3) 採択企業者は、随時、活用状況報告するものとする。